

## 【契約の概要調書】

(契約件名) MP レーダーデータ受信用回線 (清瀬) サービスの提供

### 契約の概要

気象庁 (システム運用室) に設置の突風等短時間予測システムは、関東地方整備局の MP サーバ間を専用回線で接続し国土交通省 MP レーダーデータを受信している。

本件は、国土交通省 CMP レーダーデータを追加受信するため、気象庁に設置の突風等短時間予測システム及び気象レーダー観測処理システムと関東地方整備局 (MP サーバ) 間を広域イーサネット網 (L2-VPN 網) に切替え構築するものである。

履行期限は、平成 30 年 12 月 7 日

履行場所は、システム運用室 (東京都清瀬市)、関東地方整備局 (埼玉県さいたま市)

サービス提供開始日は、平成 30 年 12 月 8 日

である。

### 注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成 30 年 9 月 3 日 (月) 17 時まで
- ・最低価格落札方式
- ・電子入札対象案件
- ・電子調達システムの URL 及び問い合わせ先  
電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>  
電子調達システムヘルプデスク 電話 : 0570-014-889

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 件名       | MPLリーダーデータ受信用回線(清瀬)サービスの提供(電子入札対象案件) |
| (2) 履行内容     | 仕様書のとおり                              |
| (3) サービス提供期間 | 平成30年12月8日 ~ 平成31年3月31日              |
| (4) 履行場所     | 仕様書のとおり                              |

### 2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (7) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づく電気通信事業者の登録又は届出をしている者であつて、電気通信役務の提供を迅速、適切にできる者であること。

### 3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4  
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係  
03-3212-8341 (内線2184)

### 4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成30年8月16日 から 平成30年8月31日 17時まで
- (2) 交付場所 上記3. に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子媒体(CD-R等)要持参、USBメモリ不可)。

### 5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年9月3日(月) 17時
- (2) 提出書類
  - (A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
  - (B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札参加願

### 6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3. まで持参すること。
- (2) 入札書の締め切り 平成30年9月11日(火) 16時
- (3) 開札日時・場所 平成30年9月12日(水) 16時 気象庁総務部613共用会議室

### 7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

### 8. その他

- (1) 2. に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

平成30年8月16日

支出負担行為担当官代理  
気象庁次長 加賀 至